○国土交通省告示第六百二十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州横断自動車道長崎大分	小城市小城町畑田字散一本一割二八四五番五から同市小城町岩蔵字西谷二角二一〇三番一まで	平成三十年四月二十一日〇時

○東北地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
湯沢市下院内字柳原四〇番一から同市横堀字中屋敷一一番一まで	前	一二・九〇～一四・五〇（メートル）	六一・七〇（キロメートル）	三・〇五五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一二・九〇～一四・五〇 B 一二・九〇～一六〇・〇三（メートル）	六一・七〇 六一・七〇（キロメートル）	三・〇五五 三・九〇五	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	岩手県下閉伊郡山田町船越第二地割三七番三六から同町船越第六地割五二番二まで	東北地方整備局及び同局南三陸国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月二十一日

○関東地方整備局告示第百七十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市鬼高四丁目二七九番六から同市鬼高三丁目八二五番一三まで	前	三一・六一～一九三・六三（メートル）	一・〇〇四（キロメートル）
	後	三三・二五～一九三・六三	一・〇〇四

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十四号	市川市稲荷木一丁目六〇七番二九地先から同市稲荷木一丁目二八八番一まで	関東地方整備局及び千葉国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月二十日

○北陸地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百七十号

(三) 道路の区域

区間	敷地の幅員	延長
七尾市赤浦町え五四番から同市千野町ほ二七番一まで	一〇・〇〇～一三〇・〇〇（メートル）	四・一二二（キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長岡市喜多町字鐙潟七四九番五から同市喜多町字鐙潟七一五番一まで	前	四七・七〇～七五・〇五（メートル）	〇・一〇〇（キロメートル）
	後	三三・〇〇～五三・七〇	〇・一〇〇

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年四月二十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	長岡市喜多町字鐙潟七四九番一から同市喜多町字鐙潟七一七番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月二十日